

公衆浴場（一般公衆浴場又はその他の公衆浴場（風営法第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場、主としてサウナ室又はサウナ設備を利用させる公衆浴場を除く。））構造設備・衛生措置基準調査票

○一般公衆浴場については、既設の一般公衆浴場から直線距離で350m以上離れているか。（条例第2条） →→→ YES・NO

○NOの場合、条例で定める例外規定に該当するか。（条例第2条ただし書） →→→ YES・NO

関係条文	施設区分	基準内容	適否	備考
条例3-1-23	出入口等	入浴者の衣類、携帯品及び履物を入れるための設備を設けること。		
条例3-1-25		入浴者の出入口、脱衣室及び浴室は、男女用に区別し、相互に見通すことができないようにすること。		
条例3-1-26		脱衣室及び浴室は、公衆浴場の外部から見通すことができないようにすること。		
条例3-1-4	脱衣室	脱衣室の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		男 m ² 女 m ²
条例3-1-8	浴槽	浴槽の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		男 m ² 女 m ²
条例3-1-10		浴槽には、耐水性の材料を用い、汚水が流入しないよう必要な措置を講ずること。		
条例3-1-9	洗い場	洗い場の床面積は、入浴者数に応じた適正な広さであること。		男 m ² 女 m ²
条例3-1-2	浴室	浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。		
条例3-1-5		浴室には、入浴者数に応じた適当な数の上がり用湯栓及び上がり用水栓又は湯及び水の出るシャワー設備を設け、湯及び水を十分に供給すること。		男 個 女 個計 個
条例3-1-6		浴室の床には、耐水性の材料を用い、汚水が停滞しないよう適当な勾配を設けること。		
条例3-1-7	サウナ	蒸気又は熱気を利用して入浴するための室又は設備（「サウナ室又はサウナ設備」）を設置する場合は、温度計及び温度調節器を備えること。		
条例3-1-1	換気照明	脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための適当な窓その他の開口部、又はこれに代わる設備を設けること。		
条例3-1-3		脱衣室及び浴室は、十分な照度を保つこと。		
条例3-1-24	便所	男女用に区別した入浴者用便所を設け、石けん、消毒液その他これに類するものを備え置いた流水式の手洗い設備を設けること。		
条例3-1-11 細則7-1-1 細則7-1-2		供給する湯及び水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。 【浴槽内の湯又は水】 濁度：5度以下		

	水質基準	<p>全有機炭素量 (TOC) : 8mg/L 以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量 : 25mg/L 以下 大腸菌 : 1mL 中 1 個以下 レジオネラ属菌 : 100mL 中 10CFU 未満であること。 【浴槽水以外の湯又は水】 色度 : 5 度以下 濁度 : 2 度以下 pH : 5.8~8.6 全有機炭素量 (TOC) : 3mg/L 以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量 : 10mg/L 以下 大腸菌 : 100mL 中に検出されないこと レジオネラ属菌 : 100mL 中 10CFU 未満であること</p>		
条例 3-1-12	その	浴槽内の湯又は水は、毎日 (浴槽内の湯又は水を循環させ、ろ過する設備 (循環ろ過設備) を利用して当該湯又は水を、24 時間以上にわたり全て取り替えることなく使用する方式の浴槽 (連日使用型循環浴槽) 内の湯又は水にあつては、1 週間に 1 回以上) 取り替え、特に汚染したときはその都度取り替えること。		
条例 3-1-13	他	空気を利用して浴槽内の湯又は水に気泡を発生させる設備 (気泡発生設備)、シャワー設備、その他空気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽内の湯又は水を使用しないこと。		
条例 3-1-14	ろ過	気泡発生設備の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。		
条例 3-1-15	装置	循環ろ過設備の循環経路に、毛髪その他これに類するものを除去する設備 (集毛器) を設けること。		
条例 3-1-16	な	循環ろ過設備は、1 週間に 1 回以上清掃し、及び消毒すること。		
条例 3-1-17	ど	集毛器は、毎日清掃し、及び消毒すること。		
条例 3-1-18		水位計配管は、1 週間に 1 回以上清掃し、及び消毒すること。		
条例 3-1-19		脱衣室、浴室、便所、浴槽、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が利用する設備は、毎日清掃するとともに、1 ヶ月に 1 回以上消毒し、常に清潔を保つこと。		
条例 3-1-20		連日使用型循環浴槽は、1 週間に 1 回以上清掃し、及び消毒すること。		
条例 3-1-21		シャワー設備は、6 月に 1 回以上点検するとともに、1 年に 1 回以上洗浄し、及び消毒すること。		
条例 3-1-22		ろ過器及び消毒装置は、浴槽に湯又は水があるときは、常に作動させること。		
条例 3-1-27		7 歳以上の男女を混浴させないこと。		
<p>※関係条文 条例 : 秋田県公衆浴場法施行条例 (衛生措置等の基準)</p>				